生殖補助医療管理料に係る報告書

1	配置。	人員、	治療内容、	実が	事項に	こついて	(业	必須記載 導	事項)
(1には、	該当す	するものに	「 ✓ 」	を記入	すること	。)		

	産婦人科専門医	()名			
	うち、生殖医療専門医	()名			
	泌尿器科専門医	()名			
1 — 1	うち、生殖医療専門医	()名			
配置人員	看護師	()名			
	胚培養士/エンブリオロジスト	()名			
	コーディネーター	()名			
	カウンセラー	()名			

	治療の種類	年間実施件数(年)
	人工授精 採卵術	()件 ()件	
1 - 2 治療内容	体外受精	() 件	
	顕微授精)件	
	新鮮胚移植	(()件	
	凍結・融解胚移植	(()件	

	法丿	医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関して、公益社団 人日本産科婦人科学会における個別調査票(治療から妊娠 で及び妊娠から出産後まで)への登録を行っている。	該当する 該当しない
	自图	医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を	
	紹介	該当する	
	る等	等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとってい	該当しない
	る。	(自医療機関で分娩を取り扱っている場合は回答不要)	
	医疗	寮安全管理体制が確保されている	
1 – 3	1	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内	該当する
実施事項		に掲げている	該当しない
	2	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理	該当する
		の現状を把握している	該当しない
	3	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に実施し	該当する
		ている	該当しない
	4	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保	該当する
		を目的とした改善のための方策を講じている	該当しない
	(5)	自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保	該当する
		存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	該当しない

6	体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の 観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築してお り、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看 護師・胚培養士/エンブリオロジストのいずれかの職種 の職員2名以上で行っている。	該当する 該当しない
倫3	理委員会を設置している	
**	委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学	該当する
1	会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関す	該当しない
	る見解」に準ずる	
公	益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報	該当する
収益	集等事業に登録・参加している	該当しない
不持	任治療にかかる記録については、保存期間を 20 年以上とし	該当する
てし	いる	該当しない
里類	親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実	該当する
施	している	該当しない

2 治療実績、来院患者情報、治療指針について(任意記載)

2-1 治療実績について

〇 前年1年間に、治療開始時点において35歳以上40歳未満である女性に対して実施した治療の実績

【新鮮胚(卵)を用いた治療成績】

	IVF-ET	Split	ICSI	合計
採卵総回数 (回)				
移植総回数(回)				
妊娠数 (回)				
生産分娩数 (回)				
移植あたり生産率(%)				

IVF-ET:採卵により得られた全ての卵子に対し、体外受精を実施

Split:採卵により得られた卵子に対し、体外受精と顕微授精に分けて実施

ICSI:採卵により得られた全ての卵子に対し、顕微授精を実施

【凍結胚を用いた治療成績】

[本情] [27] [27] [37] [37] [37]					
	融解胚子宮				
	内移植				
移植総回数(回)					
妊娠数 (回)					
生産分娩数(回)					
移植あたり生産率(%)					

2	_	2	来院患者情報
_		_	/N けんがん 日 1日 HX

\cap	前年 1	年間に体外受精・	顕微授精。	胚移植を行っ	た串者数	(宝数)
\sim	י דדנים		业员 //队 / 人 个日	ルエリタリピ ご しょ フ	/ _ / !	

25 歳未満: () 名

25 歳以上 30 歳未満: ()名 30 歳以上 35 歳未満: ()名 35 歳以上 40 歳未満: ()名 40 歳以上 43 歳未満: ()名

43 歳以上: ()名

2-3 治療指針について

○ 施設における統一された治療指針がありましたら記載して下さい。

(治療指針の例)

- ・ 治療のステップアップ・ステップダウンに関する考え方
- ・ 年齢に応じた治療の選択
- 調節卵巣刺激法(自然周期・低刺激、高刺激等)の選択等

[記載上の注意]

- 1 各項目について、報告年の4月1日時点の状況について記載すること。
- 2 「1-1」の配置人員について、人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた 医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常 勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。(医療法第25条第1項)
- 3 「1-1」の配置人員について、胚培養士/エンブリオロジストについては、生殖補助医療胚培養士又は臨床エンブリオロジスト等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者であって胚を取り扱う業務に従事しているものを記載すること。ただし、産婦人科専門医又は泌尿器科専門医が兼務している場合は、人数に含めない。
- 4 「1-1」の配置人員について、コーディネーター及びカウンセラーについては、産婦人科専門医・泌尿器科専門医・看護師・胚培養士/エンブリオロジストが兼務する場合には、コーディネーター及びカウンセラーには含めないこと。
- 5 「1-2」の治療内容、「2-1」の治療実績及び「2-2」の来院患者情報については、報告の前年 1 年間(前年の 1 月から 12 月まで)の実績を記載すること。